

豊見城市立中央図書館雑誌スポンサー制度実施要項

1. 目的

雑誌カバーへの広告の掲載を条件にスポンサー事業者(以下、「スポンサー」という)から雑誌の提供を受けることにより、雑誌購入費の削減を図るとともに、雑誌コーナーの充実と市民サービスの向上を図り、かつ、民間事業者等の事業活動を促進することを目的とする。

2. 内容

スポンサーは、雑誌購入費を負担し、雑誌を豊見城市立中央図書館(以下、「図書館」と雑誌にスポンサーの広告を掲載したカバーを装備し配架する。また、バックナンバーについては、雑誌背表紙に広告を直接貼り付けて配架する。なお、雑誌は発売日当日の午前中までに(発売日が休館日にあたる場合は、翌開館日午前中までに)書店から図書館へ直接届けられるよう図書館が手配する。

3. スポンサー及び広告の対象

- (1) スポンサー及び広告は、次の事項のいずれにも該当しない事業者等及び広告とする。また、広告掲載中にこれらのいずれかに該当するに至った場合には掲載を中止することができるものとする。
 - ア. 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第14号)による再生又は更生手続き中のもの
 - イ. 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ウ. 各種法令等に違反しているもの
 - エ. 市の入札参加資格において、指名停止措置を受けているもの
 - オ. 暴力団又は反社会的団体又はこれらに準ずるもの
 - カ. 風俗営業法等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに準ずるもの
 - キ. 消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引に類するもの
 - ク. 公営を除くギャンブルに係るもの
 - ケ. 法律に定めない医療類似行為を行うもの
 - コ. 政治活動に係るもの又はそれに準ずるもの
 - サ. 宗教活動に係るもの又はそれに準ずるもの
 - シ. 非科学的又は迷信に類するもの
 - ス. 社会的に問題視されている業種又は事業者等
 - セ. 公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの
 - ソ. 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - タ. 個人情報に類するもの
 - チ. 社会問題等についての主義又は主張にあたるもの

- ツ. 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- テ. 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はおそれのあるもの
- ト. 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ナ. 社会秩序を乱すもの又はそのおそれのあるもの
- ニ. スポンサーの宣伝広告に無関係と思われるもの
- ヌ. 射幸心や投機心、性的感情等を著しく煽るもの又はそのおそれのあるもの
- ネ. 粗暴性、残虐性及び犯罪心を著しく煽るもの又はそのおそれのあるもの
- ノ. 人材募集広告等
- ハ. 不動産に係る賃貸もしくは売買物件等の広告
- ヒ. 懸賞、商品広告、クーポン広告等
- フ. 他者に不利益を与えるもの
- フ. これに定めるものの他、豊見城市教育長(以下、「教育長」という)がスポンサーに適さないと判断したもの

(2) 企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

4. 広告掲載方法

- (1) 広告の掲載期間は、原則として掲載決定後の最新号から1年間分とする。ただし、教育長が認めた時は延長することができるものとする。なお、四半期毎に広告の内容を変更することができるものとする。
- (2) スポンサーが提供する雑誌が休刊、廃刊となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。なお、協議等のため広告を掲載できない期間があった場合は、その期間は広告掲載期間に含めないものとする。
- (3) 提供雑誌の表面についてはスポンサー名等を表示する。
表示の大きさ：縦4センチメートル、横13センチメートル以内。(別表1参照)
提供雑誌の表面底辺から上部中央4cm付近とする。
- (4) 裏面広告は片面印刷とし、雑誌の裏表紙に収まるサイズとする。なお、広告はスポンサーが作成するものとする。
- (5) 裏面の広告は表面スポンサー名等に係るものとする。
- (6) 雑誌配架位置は図書館の決定に従うものとする。

5. 対象雑誌

原則的に図書館の指定する雑誌リスト(別紙)に限るものとし、リスト以外の雑誌で特に要望があれば、図書館と協議の上、決定するものとする。

6. 募集期間

随時募集するが、執行は本市予算の範囲内で行うものとする。

7. 申し込み

豊見城市立中央図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)及び広告図案(様式第2号)を図書館(教育長宛)に提出するものとする。

8. スポンサー及び広告内容の決定

教育長は、雑誌スポンサー制度の申し込みがあった場合には、図書館に諮るものとする。
選定結果は、雑誌スポンサー決定通知書(様式第3号)にて通知するものとする。

9. 掲載広告の責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責務を負うものとする。

10. スポンサーへの措置要求

(1) 教育長は、必要があると認めるときは、図書館と協議の上、次に掲げる事項についてスポンサーに措置を求めることができるものとする。

1. 広告の内容等に係る協議

2. スポンサー決定後の事情変更等により、広告の内容が3の各号のいずれかに抵触し又はそのおそれがあると認められるときの広告内容の変更

11. 雑誌スポンサーの取り消し

(1) 教育長は、図書館と協議の上、次のいずれかに該当すると認められるときは、スポンサー及び広告を取り消すことができるものとする。

1. スポンサーが前項に従わないとき

2. その他、スポンサーとして適切でないと教育長が判断したとき

(2) 解散、倒産等、公告期間内にスポンサーが雑誌の提供を続けられないやむを得ない事情に至った場合は、図書館と協議の上、提供を終了することができるものとする。

12. 雑誌スポンサーの合否

教育長は、雑誌スポンサーの広告内容について図書館と協議し、合否を決定する。

13. 疑義の決定

この要項に疑義が生じたとき、又はこの要項に定めのない事項については、図書館とスポンサーとで協議の上、定めるものとする。